

令和6・7年度 市内建設業者格付け基準

	等級	総評定点	評定事項
土木一式工事	A	900点以上	資本金 : 4,000 万円以上 技術職員数 : 7名以上 (うち、1級技術者3名以上) 許可の種別 : 特定建設業
	B	800点～899点	資本金 : 2,000 万円以上 技術職員数 : 3名以上 (うち、1級技術者1名以上) 許可の種別 : 特定建設業
	C	700点～799点	技術職員数 : 2名以上 (うち、2級以上の技術者1名以上)
	D	600点～699点	技術職員数 : 2名以上
	E	599点以下	技術職員数 : 1名以上
建築一式工事	A	900点以上	資本金 : 4,000 万円以上 技術職員数 : 7名以上 (うち、1級技術者3名以上) 許可の種別 : 特定建設業
	B	800点～899点	資本金 : 2,000 万円以上 技術職員数 : 3名以上 (うち、1級技術者1名以上) 許可の種別 : 特定建設業
	C	700点～799点	技術職員数 : 2名以上 (うち、2級以上の技術者1名以上)
	D	600点～699点	技術職員数 : 2名以上
	E	599点以下	技術職員数 : 1名以上
舗装工事	A	750点以上	技術職員数 : 3名以上 (うち、1級技術者1名以上)
	B	749点以下	技術職員数 : 1名以上
造園工事	A	650点以上	技術職員数 : 1名以上
	B	649点以下	技術職員数 : 1名以上

1. 技術職員数は、「経営規模等評価結果・総合評定値通知書」の技術職員数欄に記載されている人数とし、監理技術者補佐(主任技術者となる資格を有し、一級技士補である者)および基幹技能者は2級技術者として取り扱うものとする。
2. 前回格付けより等級要件が2等級以上昇級するものは1等級の昇級に留めるが、降級するものは該当する等級に降級するものとする。
3. 新たに格付けされた者は、最下位の等級とする。ただし、前々回の格付けにおいて桜井市の格付け実績がある者については、今回の基準によって求められた等級を適用するものとする。
4. 上表の評定事項を満たさなくなった場合は、速やかに報告しなければならず、その時点から該当する等級に降級するものとする。
5. 格付けの中間年においては「経営規模等評価結果・総合評定値通知書の写し」および「技術職員名簿」を提出しなければならず、また、上記4. と同じく、上表の評定事項を満たさなくなった場合は、中間年度から該当する等級に降級するものとする。

【総評定算定基準】

総評定点は、客観的要素と主観的要素により算定します。それぞれの要素による評定点の合計値が総評定点となります。

(1) 客観的要素

建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23に定める建設業者の経営事項審査に基づき、「経営規模等評価結果・総合評定値通知書」の総合評定値(P)を客観的評定点とする。

(2) 主観的要素

対象期間内の工事成績および入札参加停止に基づいた評定点の合計値を主観的評定点とする。

① 対象期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間

(次回は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの予定)

② 工事成績

対象期間に元請として、完成かつ引渡し完了した、桜井市発注の工事成績評定点の平均値(小数点以下切り捨て)に応じて下表の区分により評定点とする。

なお、桜井市建設工事成績評定に関する事務処理規程で定める第5号様式で検査を実施した工事については対象外とする。

各工種の工事成績 評定点の平均値	90点以上	89点～75点	74点～65点	64点～55点	54点～50点	49点以下
評定点	40点	20点	0点	-10点	-20点	-40点

③ 入札参加停止

対象期間において、桜井市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けた者については、入札参加停止期間(1ヶ月未満切り捨て)に応じて下表の区分により評定点とする。

入札参加 停止期間	1ヶ月未満	1ヶ月以上 3ヶ月未満	3ヶ月以上 6ヶ月未満	6ヶ月以上 9ヶ月未満	9ヶ月以上 12ヶ月未満	12ヶ月以上 18ヶ月未満	18ヶ月以上 24ヶ月未満	24ヶ月以上
評定点	-5点	-15点	-30点	-45点	-60点	-90点	-100点	-120点